

平成28年11月29日

文徳中学校・高等学校保護者各位

文徳中学校・高等学校  
校長 荒木孝洋

熊本地震に伴う被災生徒授業料等減免措置に関する規定（一部変更）のご連絡

熊本地震において被災された保護者並びに生徒の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、文徳学園では、被災された方々への支援について、7月8日付け「熊本地震に伴う授業料減免について」にて、支援内容および手続きについてご連絡申し上げておりましたが、この度、熊本県より被災生徒授業料等減免補助事業の概要が発表されましたので、その内容に則しまして、下記の通り、本校の規定を一部変更いたしましたのでご連絡申し上げます。

記

1 減免の対象となる生徒とその条件

熊本地震により居住する家屋が全壊及び大規模半壊（借家を含む）または半壊（借家を除く）した生徒（就学支援金所得制限者を除く）

※ **変更点** （賃貸を除く）から全壊及び大規模半壊に関しては（借家を含む）に変更

2 授業料等減免の内容

（1）全壊及び大規模半壊

（持家の場合）就学支援金を除いた授業料及び教育充実費の全額を減免

（借家の場合）就学支援金を除いた授業料及び教育充実費の半額を減免

（2）半壊

（持家の場合）就学支援金を除いた授業料及び教育充実費の半額を減免

（借家の場合）対象になりません。

※ **変更点** 「授業料減免」から「授業料及び教育充実費の減免」に変更

3 申請期間 平成28年12月1日（木）～平成28年12月15日（木）

4 授業料減免期間 平成28年4月～平成29年3月

5 申請書類

（1）「熊本県被災生徒授業料等減免申請書」

（2）「罹災証明書（写）」※既に提出されている場合は不要

（3）「固定資産税の納税通知書（写）または登記簿謄本（写）」※持家の場合のみ提出

※ **前回（7月）に申請書類を提出されている方も県への申請が必要となりますので、再度申請して下さい。**

6 その他

（1）授業料等減免対象者への清算方法等については、後日書面にてご連絡します。

（2）罹災証明書申請手続中の方はお申し出ください。罹災証明書発行後、必要な書類をご提出ください。（提出期限：平成29年2月末日迄）

（3）申請書は事務室にあります。窓口で配布しますので、必要な方は取りに来て下さい。

※詳細は事務室にご相談ください。

問い合わせ先 本校事務室 TEL096（356）6416（担当 中村・猿渡）